

令和7年度地域別最低賃金額（平均66円引上げの1,121円）が改定されます！

令和7年度の地域別最低賃金が下の別紙の表のとおり改定されます。今年度は大幅な引き上げです。全国平均の時給で66円高い1,121円となり、現行の制度となった2002年以降で最高額です。全ての都道府県で初めて1,000円を上回りました。

■令和7年度の改定額及び発効予定年月日（別紙）

- ・発効予定年月日は、都道府県労働局での労使からの異議審査がない場合の最短のものです。
- ・答申された改定額の右の括弧書きは、令和6年度地域別最低賃金額です。

■今年度の特徴

- ・47都道府県で、63円～82円の引上げ
（引上げ額が82円は1県、82円は1県、80円は1県、79円は1県、78円は3県、77円は2県、76円は1県、74円は1県、73円は2県、71円は4県、70円は1県、69円は2県、66円は2県、65円は8道県、64円は9府県、63円は8都府県）
- ・改定額の全国加重平均額は1,121円（昨年度1,055円）
- ・全国加重平均額66円の引上げは、昭和53年度に目安制度が始まって以降で最高額
- ・最高額（1,226円）【東京都】と最低額（1,023円）【3県】の比率は、83.4%（昨年度は81.8%）
- ・本年度は、令和8年1月～3月に6県の発効予定がありますので、ご注意ください。

■参照

厚生労働省「[全ての都道府県で地域別最低賃金の答申がなされました](#)」掲載ページ

別紙：[令和7年度地域別最低賃金答申状況](#)

参考：[地域別最低賃金の改正手続の流れ](#)